

**第1 政治資金収支報告に関する処罰の強化****1 収支報告書の不記載、虚偽記入等に係る「連座制」**

政治団体の収支報告書について、会計責任者に加え、当該政治団体の代表者にもその記載及び提出を義務付け。(§12①) ⇒代表者も収支報告書の不記載や虚偽記入等に故意・過失がある場合に処罰(公民権停止の対象)。 ※ 政党助成法についても、同様の改正。

**2 その他「政治資金の隠匿」に係る罰則の強化**

収支報告書等の不記載について、現行の故意・重過失による場合に加えて、過失による場合(150万円を超える寄附に関する不記載に限る)に対する罰則を新設。⇒代表者も150万円超の不記載の場合、過失も処罰(⇒公民権停止の対象)。(§12①1口、27③、28①)

**3 国会議員関係政治団体の代表者の国会議員への限定**

(1) 国会議員関係政治団体のうち「2号団体」(=租特法上の寄附金控除の適用対象となる後援会等の政治団体)について、租特法上の寄附金控除の適用対象となる政治団体の範囲を、国会議員に係る公職の候補者がその代表者である政治団体に限定。(租特41の18)

(2) 規正法の「国会議員関係政治団体」の範囲についても、国会議員に係る公職の候補者がその代表者である政治団体・選挙区支部とする。(§3⑤)

⇒政党や政策研究団体などの租特法上の寄附金控除の適用対象となる団体についても、公職の候補者をその代表者とするものに限定。

**第2 政治資金収支報告の適正の確保・公開の充実****1 国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体の収支報告の特例**

特定の国会議員に係る国会議員関係政治団体から年間100万円超の寄附を受けた国会議員関係政治団体以外の政治団体は、人件費以外の経費のうち一件当たり1万円を超える経費について、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければならない(§19の12)【茂木方式への対応】

**2 登録政治資金監査人による外部監査の拡充**

(1) 「国会議員関係政治団体」を対象とする登録政治資金監査人による外部監査の対象となる政治団体に、「政党本部」及び「政策研究団体」を追加。(§14の2①)

(2) 登録政治資金監査人による外部監査の範囲に、「収入」に関する事項を追加。(§14の2②)

**3 政治資金収支報告書のオンライン提出の義務化**

政党・政治資金団体・政策研究団体・国会議員関係政治団体の収支報告書の提出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことを義務付け。(§14の4)

※ 現行は「国会議員関係政治団体」に限って「努力義務」

**4 収支報告書のインターネット利用による公表**

(1) 総務大臣・都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならない。(§20①、④)

(2) 収支報告書に記載された個人の寄附者・政治資金パーティーの対価支払者の住所に係る部分を公表するときは、都道府県・郡・市町村の名称に係る部分に限って行う。(§20③)

**5 国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧**

総務大臣は、全ての国会議員関係政治団体について、総務省令で定めるところにより、収支報告書をインターネットを利用する方法により国会議員に係る公職の候補者ごとに一元的に閲覧することができるよう措置を講じる。(§19の11①)

**6 収支報告書の公表時期の早期化及び公表期間の延長**

(1) 収支報告書の公表時期の早期化 提出された年の11月30日→8月31日(§20②)

(2) 収支報告書の公表期間の延長等 3年→7年(§20②、20の2)

**第3 「政策活動費」の禁止****1 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止**

政党が行う公職の候補者個人への政治活動に関する金銭等による寄附を禁止。 ※ 政治資金規正法第21条の2第2項を削除 ⇒寄附する場合は政党支部・資金管理団体経由となり、最終的な支出先やその金額が政党支部や資金管理団体の会計帳簿・収支報告書に記載。

**2 渡切りの方法による経費支出の禁止**

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員・構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとする。⇒必ず精算が必要となり、最終的な支出先やその金額が政党の会計帳簿・収支報告書に記載。

**第4 施行期日等****1 施行期日**

この法律は、2026(令和8)年1月1日から施行。(附則§1)

**2 選挙区支部への寄附の寄附金控除の特例の適用除外**

政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、自らが代表者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、租税特別措置法の規定による寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用を除外。(附則§13)

**3 政党交付金の交付停止の制度の創設**

所属する国会議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴されたときは、起訴された議員に係る議員数割の額に相当する政党交付金の交付を停止。(附則§14)

**4 政治資金に係る第三者機関の設置**

国会による政治資金に係る立法に関する機能及び自律的な政治資金の規正の強化に資するため、政治資金に関する政策の提言、衆議院議員又は参議院議員に係る政治団体の政治資金に関する法令の規定の遵守の状況の監視及び当該規定の違反があった場合における勧告等を行う第三者機関を国会に設置。(附則§16)

**5 不断の見直し**

この法律の施行後においても、政治活動の公明を確保するために望ましい政治資金の収支の公開に関する制度の在り方については、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の監視と批判の下に行われるよう、不断の見直しを行う。(附則§17)